

日本型前期的資本＝政商資本と資本の蓄積基盤

浅田毅衛

1. 問題の所在

日本における近代資本主義形成過程と近代産業資本の主体的源泉を解明する主要な鍵は、徳川封建制解体過程に、商品・貨幣経済の発展とともに台頭してきた二つの階層「日本型前期資本＝町人資本（とりわけ御用商人・政商資本）」と「日本型産業中産者＝本百姓・独立手工業者（とりわけ在来産業・小生産者）」とのそれぞれの歴史的運命を追究することによってあたえられるであろう。

一般に、近代資本主義の形成過程と近代産業資本の歴史的系譜を把握する仕方には、まったく異質的な二つの立場がある。

第一の考え方は、前資本主義的生産関係のなかから成長した「自営農民」と「独立手工業」に代表される「産業的中産者層」の自成的展開過程に定置させようとする立場である。

第二の考え方は、前資本主義的流通過程に寄生し、生産過程を蚕食・介入しながら産業的中産者層を支配し、近代産業資本に発展的転化をとげた前期的資本に定置させようとする立場である。第一の立場は、産業的中産者層の「節約」と「勤勉」にもとづく蓄積貨幣財産の資本化による「蝸牛的進行過程」いわゆる「下からの資本主義への道論」である。第二の立場は、前期的資本の国家権力を背景に、資本の本源的蓄積の「暴風の進行過程」を示す、いわゆる「上からの資本主義への道論」である。

これらの二つの資本主義の経路のうち、いずれが歴史的・支配的経路であるかは、それぞれの国の農奴解放後の商品・貨幣経済の歴史的進行によって異なる。

るが、わが国では「上からの資本主義化」、第二の経路が定説とされ、近代産業資本の主体的源泉としては「政商から財閥へ」という主流の見解が示されている。しかし、最近、政商・財閥関係などの内部資料が公開・公刊されて財閥形成史の実証的研究が進むなかで、従来の財閥の起源を「政商」に求める定説に疑問が投げかけられてきている。

そこで、本稿では、まず新しい視野から、従来の「政商論」を見直し、その課題と問題点を第2節で明らかにし、第3節では政商資本の先駆的前期資本・御用商人の資本の蓄積基盤を三井を実証として明らかにしていきたいとおもう。これを足がかりとして、次稿では、明治期に本格的に展開される政商資本と日本資本主義との関係を研究していきたいと考えている。

2. 「政商」研究史と課題

今まで「政商」の研究には優れた数多くの業績が残されてはいるが、「政商」について必ずしも明確な概念規定があたえられていないようにおもう。それは「政商」という概念が、経済学や経済史学上の範疇として一般的に取扱われていないことに起因するのではないだろうか。それが、また、今日の「政商論」に多くの問題・課題を残す要因ともなっているようにおもう。そこで、まずはじめに「政商」をどう歴史的に捉えるのが正しいのか、この問題から先学の研究業績を追いながら検討していきたい。

先進的資本主義国のイギリスでは、18世紀に「特許貿易会社 (merchant adventurers)」や政府と軍事物資の契約を結んで「富」を蓄えた特権的「商人貴族 (merchant prind)」の存在は認められても、政府の直接的庇護を受けて資本を蓄積し、近代産業資本に転化していく日本型前期資本＝政商は存在しないといっている(1)。したがって、「政商」や「政商資本」という言葉は日本経済史・経営史上の独自のものとして理解していいとおもう。

わが国で、「政商」という言葉を最初に定義づけたのは「現代金権史」の著者山路愛山氏であろう。山路氏はその書の「政商論」で「政府が自ら干渉して民業の発達を計るに連れて自から出来たる人民の一階級あり。我等は假りに之

を名づけて政商と云ふ。政商とは支那の字書にも無く、日本の節用集にも無き名なり。無きは当然なり。是れは明治の初期に其時代が作りたる特別の時世に出来たる、特別の階級なれば町人の本草学に其名も、其種類も見出し難き植物たることは勿論なり⁽²⁾と、政商を明治政府の殖産興業政策によって生みだされた特殊な階級であることを強調している。さらに、山路氏はその政商階級の多くが、商人ではなく武士出身者であったとして、つぎのように説明している。この問題は、政商と士族授産との問題で注目されるので少し詳しく引用してみた。「今其出生の由来を按ずるに明治政府既に國家の勢力を實業世界に擴張し、自ら天下の生産機關を^{あんぱい}按排せんと覺悟し、馬を乗出したる所にて、扱顧みて此の任に當るべき、物を何處に求むるべきや。之を其頃の町人に求めるは木に依りて魚を尋ぬるよりも難し。町人は^{そろばん}十露盤の道は祖先以来の家業にして一身の利害は明らかなれども全く無学文盲なり。(中略)斯様の連中に向つて^{ようろつぱ}歐羅巴の形勢を^{りがい}理會し、文明世界の競争に相應すべき手段を講ぜよと言って聞かせたりとて所謂豚に真珠、猫に小判なり⁽³⁾」と、商人階級が近代的移植官営工業を經營する能力のないことを強調しているが、これは明治前期の官営企業^{りがい}松下政策前の政商の問題として理解することができる。「されば世界の實業家と馬を並べて競争をなさんとならば、政府は町人よりも寧ろ教育ある武士の方がまだ幾分か取所ある様に思ひたり。帳面をつけ、^{むし}十露盤を弾き、目前の利害を打算することは町人の長所なれども、世界の形勢を察し、外国人の傭技師を使ひこなし西洋流の簿記法を應用し大仕掛の大仕事をなすに至っては、どちらにしても素人ながら町人よりも寧ろ武士の方が出来そうなり。これは武士には教育の素養ありて西洋の學問にも移り易き故也⁽⁴⁾」と、明治新政府が殖産興業政策にあたって、官営企業の經營と管理を士族出身の官僚的政商に委ねたことを説明していると解釈すべきだろう。

しかし、かれは全面的に商業資本の政商化への途を否定せず「町人の中にも利口なる者ありて、時勢が既に一變したる上は學問を疎外せし昔の流儀を廢し、學者を迎へて顧問とせざるべからずと覺悟を極め、其方角に進みたるものあり。士族の商法にて大きに味噌を着けたる連中も再び此の點にて運命を盛りかへし

たるものありし⁽⁵⁾。そして、「商売に身を投ぜんとしたるはね返りの若者も出来たる其時に政府にては物の分りそうなる町人あれかしと待設けたれば恰も福沢門下は其供給者となり多く我等の所謂政商を出りた⁽⁶⁾」と。三井の中上川彦次郎など慶応義塾出身者が活躍する明治20年後のことではないかと考えられる。

以上の引用でも理解されるように、山路氏の「政商論」は、明治初期における政府の「富国強兵」「殖産興業」「士族授産」「官営事業」など一連の経済政策と政商形成とを位置づけて、政商を人民の「一階級」として広く解釈しようとしている。この山路氏の政商論について、政商の先駆的研究者土屋喬雄氏も指摘されているように、「明治政府の保護・育生政策の下に起った主として士族出身の近代的企業家すべてを一括して『政商』とよんでよいかどうか⁽⁷⁾」、私も疑問であり、むしろ、官営企業の管理者である官僚を含めて政商と拡大解釈しているのではないだろうか。

ついで、同じ明治の政商論の研究家横山源之助氏の諸説をみることにする。

横山氏は明治44(1911)年に著わした「凡人非凡人」第2節「富豪政治」のなかで、「現代日本の富豪は果して政治に関係なき乎。過去40年の政商史を顧みれば、嘗て余輩は『政府の保護又は御用』を以て致富の原因に数えたるが如く、或種の富豪は、殆ど政府の産業政策又は政府事業と接触して成ったもののように思われる。蓋し富豪と政治の関係に二種の見解がある。(1)政府者との個人的関係よりして、政府の保護又は御用を受けたるもの(2)政府の政策又は立法方針が富豪階級に便益多く、富豪は之に依って直接又は間接に富を加えたるもの⁽⁸⁾」と、政治と富豪との関係を二種に区分し、政府の保護を受ける側に「政商」が成立し、庇護を与える側には「政商との結託者=官僚・政治家」が生れることを説明している。その政商の実態について、「三井一家、岩崎一家、是れ我が富豪界の両横綱である。而して九州に、関西に、雄を競うているが、明治政治史を背景にして此の二大富豪の消息を觀れば、薩州派と岩崎家とは相伴い、長州派と三井家と相伴っているのは一種の対照である。岩崎家の摯実なるは薩州人に類し、三井家の華麗なるは長州人と似ている。岩崎が海上(運輸及び造船業)に基礎を据えているのは、薩州派が海軍を守って移らざると等しく、長

州派が四方八方に色目を遣っているのは、三井が鉱山に、貿易に、銀行に、^は將た各種の工業に手を分っているのと殆んど一様である⁽⁹⁾」と説明し、一方庇護を与えた「政商との結託者」の代表的人物として井上馨をあげて、つぎのように述べている。「富豪界の頭目といえ、何人も大勲位侯爵井上馨を想起すであらう。侯爵の一身は日本の財政に関係が深い、より以上に富豪の家庭と結びついている。三井一家の大黒柱が、この井上侯爵であるのは世間で知らぬ者はないが、侯爵の手は、独り三井一家に限られて居ない。大阪の鴻池家も侯爵の指図を仰ぎ、東京の古河家、大阪の藤田家、皆侯爵と関係が深い。その他東京の今村清之助は侯爵に遺孤を托し、九州の貝島家は侯爵を神仏の如く仰ぎ、日立鉱山の久原房之助も侯爵の援助を受け、北海道の柳田藤吉も侯爵を恩人としている⁽¹⁰⁾」と、横山氏は明治絶対主義的藩閥政治のもとでの官僚と政商との関係を詳しく述べている。

以上、明治の二人の先駆的「政商」研究家の論述をみてきたが、両氏とも「政商」の概念を広く規定しているようにおもう。

山路氏は、明治初期政府の未成熟な経済的機能を補完する役割を果たした土族出身者を含む特権的商人を「政商」として広く捉えている。横山氏は政府・官僚と個人的関係によって政府の保護を受けた者だけでなく、政府の政策・立法化によって、直接・間接に経済的利益を受けた者までも、「政商」として広く把握している。これらの「政商広義解釈論」は日本資本主義形成期の歴史的範疇に限定することのできない「超歴史的政商論」となる危険性がある。政府・官僚と結託して利益をむさぼる資本は、日本資本主義における政治と企業との日本的体質において常に存在する。それは政治史的には「汚職史」であり、経済史的には「政商金権史」であり、さらに経営史的には「国益・私益一体論的経営理念史」であろう。むしろ、政府と企業の汚職にからむ政商の活動は、独占資本主義の強化によって加速度的に増大してくるのであって、この問題は別の視角から捉えるべきだと考える。いずれにしても、両氏の政商概念は、学問的な厳密性をもって定義されていなかったと言えるだろう。「政商」を日本型前期的資本として位置づけ、近代産業資本「財閥」の主体的源泉として捉える

ようになったのは、日本経済史の研究が進んでからである。

こうした経済史の視点から、引き続いて「政商」に関する先学者の研究を概観し、今後の課題と問題点を明らかにしていきたい。

戦前、平野義太郎氏は、「明治維新における政治的支配形態」を論究するなかで、明治新政府と商業ブルジョアジーとの関係について、つぎのように触れている。「封建的諸侯・分立権力の倒壊にあたって、それ自體直接に、産業的性質を十分に有しない大商業ブルジョアジーが明治維新政府の側に立ち、その支持者（例へば、三井組、小野組、島田組、鴻池、岩崎等々の豪商）となるばかりでなかった。商業の全国的擴大、國際的貿易への参加、交通特に海運業の發達、貨幣制度の統一の必要は、ますますかれらの大商業ブルジョアジーに商業特權、商業獨占、交通特に海運業への助成金・補助金・貨幣鑄造特權を附與して、したがって、かれらの利害を政權のうちに反映せしめた¹¹⁾」と、両者の相互扶助の関係を説明し、「西歐で、典型的純粹的には、商業資本を産業資本に轉化する強力としてあらはれてゐる新政權が、それを、かくも、著しき比重で商業・高利貸ブルジョアジー（巨大財閥・政商の發端）に依存せしめた根本的の理由はすでに先行する歴史的條件によってあたへられてゐたところであつたが、さらに、日本資本主義體制の土臺であつた半封建的構造によるものにほかならなかつた¹²⁾」と、商業ブルジョアジーが政商・財閥へと轉化する要因は日本資本主義體制の半封建的構造によることを強調している。これと同じ視角から、山田盛太郎氏も、明治13（1880）年の官業払下げと関連させて、「……活用の最大に可能な形態においてその応当的な特殊的寄生地主的政商（三井、三菱、古河、藤田、田中、川崎、浅野等）へ低廉値で払下げ、以つて巨大財閥を創出¹³⁾」したと財閥形成の出発点として政商を位置づけている。両氏は政商を山田氏が「寄生地主的政商」、平野氏が「商業・高利貸ブルジョアジー政商」と規定し、政商を前期的資本の変形的形態とみていることは注目される。とくに、山田氏の「寄生地主的政商論」は戦後守田志郎氏によって、「幕末『絶対主義への傾斜』の色あげをもって成立する明治政權が、急速な育成を期しながら実は恐ろしく緩慢にしか資本主義を成長させえなかつた一方に、地主の成長だけは急速に実現し

うる条件を作っていたのは、幕藩体制の土台をゆすぶった地主的力と、当初資本主義的な側面の表立った代表者が政商と名づけられる大商人資本であり、彼等もまた、三井新田、鴻池新田の持主だったからにはほかならない⁴⁴⁾と、実証的研究がなされていることは留意しておかなければならないだろう。

つぎに、平野・山田両氏の半封建的構造論による「政商論」の系譜に属しながら、独自の「二つの道」論的「政商論」を展開したのが、戦前の服部之總氏とこれを戦後補正された堀江英一氏であろう。

服部氏は「明治維新の革命及び反革命」の著作のなかで「幕末に於ける地方諸国家の『藩政改革』は近世日本における本来的蓄積史の第一頁として」捉え、その過程で、領主階級が「殖産興業政策」を通じ、「商業及び高利貸資本との結合から産業資本との結合に向って転換する」ことによって「財政的破産」から脱出し、一方で地方の「原生的産業資本」が形成されたと説明する⁴⁵⁾。そして、それが明治維新以降、とりわけ、明治7(1874)年以降の自由民権運動を転機として、「都市的な大商業＝及び高利貸⁽⁷⁷⁾附資本＝都市特権富豪⁴⁶⁾」が「全国的規模で遂行された強力な原始的蓄積の保育過程にはじめて発展しうる。(中略)この条件が与えられるまでは、都市の大商業＝及び高利貸資本として蓄積されていたものが、この条件に遭遇してはじめて大々的に産業資本に転化しはじめる。そして、この過程に、第一の、産業資本の原生的範疇としての地方的諸産業は、一躍旧来の支配的存在から被支配的存在に、上昇する存在から没落する存在に、転落する⁴⁷⁾」と明治以後における産業資本の二つの範疇と産業資本の二つの発展段階を主張する。したがって、服部氏の理論は明治維新を下級武士と地方産業ブルジョアジーとの同盟による勝利と規定し、それが維新勝利後、官僚に変身した下級武士が地方産業ブルジョアジーを裏切り、都市特権富豪＝政商と明治7年の民権運動展開以降同盟関係を成立させ、それ以後政商が殖産興業の中心的担い手になっていくという論理構成である。この理論は、民権運動の明治維新史における政治的解釈としては明解ではあるが、政商研究では問題が残る。第一の問題点は政商が民権運動の過程で突然に歴史的人物として登場してきた論理的論拠は何か。第二の問題点は地方産業資本を主体とした

「下からの資本主義化」の道が、民権運動で挫折し、政商資本を中心とした「上からの資本主義化」の道に急転換した歴史的要因は何か、服部氏は政商が「維新前においても、すでにみた如き諸地方の早期産業資本に結びつくことによって、そのかぎりでの自らの反動性から救われた。三井と織物業との関係はその代表的なものであろう。住友及び鴻池の諸地方精錬業との関係も同様」で地方産業資本と共存し、「維新政変に際会して京阪の多くの都市特権富豪——米及び高利貸附によって諸侯に結びついていた——は微禄倒産したが、この三家が残存し」これが、明治9年の「維新以後はじめて大量的に産業資本に転化するための条件を与えられる¹⁰⁸⁾」と、政商の歴史的動向を説明しているが、政商転換論の論拠にはなっていない。逆に、地方産業と共存して残存してきた三井、住友、鴻池が何故自由民権で対立して、産業資本に転化できたのか、別の新たな疑問が生まれてくる。

これら多くの問題を残した服部氏の政商論を戦後補正したのが堀江英一氏の政商論である。堀江氏は「明治維新は徳川幕藩體制的階級関係を絶対主義天皇制的階級関係へと變革したのである¹⁰⁹⁾」と規定し、服部氏の下級武士と地方産業ブルジョアジーとの同盟による「ブルジョア革命的明治維新説」を「絶対主義天皇制への政治變革」と修正し、その階級関係も「徳川幕藩體制の基本矛盾は武士階級とりわけ幕藩領主と農民階級との對立であって、農民内部における村落支配者層と一般農民層との對立は徳川幕藩體制の從屬矛盾」で、「絶対主義天皇制は寄生地主に基礎をおく封建國家でありながら、そこでの基本矛盾は寄生地主階級と一般農民階級との對立である¹¹⁰⁾」とし、明治維新がつくりだした經濟構造は「農民的土地所有の發展と分解をつくりだした(中略)マニファクチュアと寄生地主的土地所有とである¹¹¹⁾」と規定し、蚕種製造業、製糸業、絹織業や綿織業にみられるように「寄生地主は多くマニファクチュアも兼營し、寄生地主=マニファクチュアとして小作人=プロレタリアート(貧農)に對立していた¹¹²⁾」と、明治維新时期の服部氏の階級関係の理論的混迷を回避した。そして、これらの明治維新の基本的考え方から堀江氏は資本主義化の「二つの道」論を明治維新史に展開し、「政商」論をそのなかに位置づけたのであ

る。氏の理論は絶対主義天皇制が自由民権期の過程で、「寄生地主＝マニファクトリアと特権『政商』資本＝工場を階級的基礎とし（中略）政治的にも経済的にも明治17年末に實質上成立した⁴⁴⁾」とし、その過程で小営業が私的マニファクトリアに自成的に発展しようとした「下からの資本主義化」の道が抑圧され、一方で寄生地主＝マニファクトリアと都市特権商人層の流れをくむ特権「政商」資本とが主導した「上からの資本主義化」の道を開いていったと主張する⁴⁵⁾。その具体的事例として、明治政府の官営工場の民営工場方針を取りあげ「明治政府は軍需工場をのぞいた官営工場・鑛山の拂下をおこない民営工場方針を確定するが、それは舊大名の資本とくに特権『政商』資本の工場資本への転化を保護育成するものであった。それは西ヨーロッパの特権的マニファクトリアに比すべき特権的工場であって、それは農民的土地所有と農民的商品経済の発展と分化のなかから生まれたのではなく、その外側からそれに對立してうまれてきたのである⁴⁶⁾」と説明している。こうして、堀江氏の政商論は服部氏の政商理論の論理的混乱を「二つの道」論の採用によって論理的に統一し、大きく補正したのである。

この資本主義化の「二つの道」論を維新史に、政商論を日本産業資本成立史論に適用した堀江氏の理論は、つぎに検討する土屋・楫西両氏の政商論と同じように多くの研究者によって支持され、一つの理論的潮流を型づくったといえるだろう⁴⁷⁾。

政商研究のもう一つの潮流は土屋喬雄・楫西光速の両氏に代表される「政商論」であろう。

土屋氏は『日本資本主義の経営史的研究』のなかで、日本の資本主義発達史がきわめて特殊なものであることを強調し、「その特殊性の一は維新という變革によって、民主主義的な政治機構でなく、絶対主義的政治體制が造り上げられ、強力な國家權力によって新産業や新經濟制度が温室的に育成せられたことであつた。その政策は、富國強兵のための殖産興業と稱せられたものであつたが、この政策によって多くの『政商』が成立し、それが財閥として發展したのであつた⁴⁸⁾」とし、さらに「『政商』なる言葉は、明治時代にできたものである

としても、『政商』と稱してもよいような富商は徳川時代にもあった。前にのべた三井八郎兵衛や紀國屋文左衛門は、そうした性格を多かれ少かれもっていたのである。而して典型的な『政商』がとくに多く輩出し、しかも大なる近代的企業家となったのは、明治前期であった。明治中期以後曲りなりに議會政治の行われた後は、『政商』の形態は異なるにいたった。すなわち、明治前期においては、『政商』は、藩閥政治家によって庇護せられ、奇利を得たのであったが、中期以後においては『政商』は政黨を抱き込み、それによって特權的利益を得たのであった⁹⁹と。さらに土屋氏は明治時代の関東側政商として、三野村利左衛門、岩崎弥太郎、益田孝、大倉喜八郎、関西側政商には五代友厚、広瀬幸平、藤田伝三郎、川崎正蔵などをあげ、また「政商の守護神井上馨」として、政治家にして政商を庇護し、育成した代表的人物であり、これに次ぐのが松方正義と大隈重信ではないかと代表的な政商人物伝『日本の政商』（経済往来社、1956年）を著わしている。ただその政商人物伝のなかで渋沢栄一氏をつぎのような理由で除外していることは注目される。渋沢は「実業界入りの第一歩においてたしかに政府と密接に結び付いている。その後の活動も（中略）政府と民間との橋渡しの役割もしている。それにもかかわらず、世間では渋沢を日本資本主義の民間における最高指導者とかパイオニアとか見なして来ており、彼を『政商』とはいわなかったのである¹⁰⁰」と除外理由を説明されるが、疑問が残る問題である。土屋氏のもう一つの問題点は、政商を江戸時代の御用商人から現代の汚職商社まで「超歴史的概念」として広く解釈されていることである。

同じ視点から、政商論を展開されているのが楫西光速氏であろう。楫西氏は「政商とは一般に政党・官僚と結託して利益をむさぼる商人を意味したものであって、資本主義社会にしばしばおこる汚職関係のなかで、もっとも端的にそのあらわな姿をあらわす。その限りにおいて、政商は資本主義社会に必然的にもなるものであり、現代においても十分にその存在の根拠をもっている¹⁰¹」と、超歴史の政商概念にたち、「政商といっても、必ずしも商業高利貸資本家だけをさすわけではなく、産業資本家をもふくめて、ひろく資本家を意味するも

の⁹⁰⁾と、広義に『政商』を理解し、政商をつぎのように三つに類型された。

第一の型は、徳川時代の特権商人が明治以後も政府の手厚い保護をうけてさらに一層の発展をとげるもので、近世特権商人の政商化をあらわしている。三井・住友・鴻池らがこれにあたり、明治初年に脱落した小野・島田組もこの部類に入るだろう。

第二の型は、幕末維新の変動期にあたって、その混乱に乗じて一挙に巨富をつくりあげるもので、徒手空拳型ともいうべきものである。これには岩崎をはじめ、安田・藤田・大倉・浅野・古河などがこの型に属する。この型の政商は、士族、商人、医者、庄屋などでその地位は概して低いが、短期間のうちに第一の型に匹敵するほどの蓄積をなしとげた典型的政商の姿を見出すことができるとしている。

第三の型は、明治政府の官僚から転じて実業界に身を投じ、指導者あるいは世話役的存在として重きをなす型で、その代表的人物は渋沢・五代である。かれらは政商そのものとしては前二者ほどに強力とはいえないが、自ら政商を創出し、その成長を育成する役割を演じた点で十分その実力を発揮したと説明している⁹²⁾。

こうして楫西氏は、政商の出自や成立の仕方によって三分類し、それぞれの分類の代表的政商活動を明らかにしている。つづいて、楫西氏は「政商から財閥へ」の著書を発表し「政商は、日本資本主義の特殊な発達なかで、殖産興業政策に強力に育成されて、官営の諸事業とならんで、特権的資本家として成長したもので、明治14年以後の官業払下げによって、各種の工場を手に入れることによって、財閥形成の第一の基礎をつくりあげた⁹³⁾」とし、政商が財閥企業に成長・転化していく姿を明らかにしている。

こうして楫西氏の政商論は、明解で理解しやすく、戦後の政商研究の一潮流をなし、政商研究に大きな影響を与えた。しかし、その研究にも、つぎのような問題が残されている。それは、平野・山田・土屋の各氏と共通の問題である「政商の財閥転化論」の理論上の疑問である。それは、前期的資本としての保守的性質をもつ政商が、超独占資本としての超近代的性質の財閥に、何の媒介

もなしに直線的に転化できるか、経済史の法則上の問題である。つまり、政商が財閥に転化する前段階に近代的産業資本なり、近代的商業資本に脱皮する歴史的過程が必要ではないかという問題である。

こうした視点から、注目すべき加藤幸三郎、柴垣和夫両氏の政商研究がある。加藤氏は「政商資本の形成」の研究のなかで、『政商資本』には、日本における前期的資本をもつ商業資本という規定を与えておきたい。『政商』がいわば、資本の人格的表現という意味をもつものに対して、『政商資本』という場合には、あくまで資本の運動形態・運動法則をもつもの⁹⁴と「政商」と「政商資本」とを区別し「政商が財閥へ転化する、という場にも、一方では前期的（商業）資本がひとまず産業資本の確立・発展に対応しつつ、みずからの古き性格を脱皮させて産業資本および近代的商業資本に転化するとともに、他方で、産業資本相互間の競争の激化から独占が開始され、独占体＝財閥が形成されてくる⁹⁵」と述べ、三井、三菱を事例として政商的前期資本の近代産業資本や近代的商業資本また近代銀行資本への転化過程を実証的に分析されている。

柴垣和夫氏は「三井・三菱の百年」の著作のなかで、政商を「明治前期において政府の殖産興業政策に沿いつつ、政府からあたえられた特権あるいは政府御用をつとめることによって、巨大な資本蓄積をなしとげた商人資本」と定義し、さらに、政商を「商業にのみ従事する資本でなく、産業資本の成立する以前の、資本主義の成立期に支配的な資本⁹⁶」、すなわち「前期的資本」と捉えている。そして、「日本金融資本分析」の研究では、帝国主義段階の日本資本主義における支配的資本たる金融資本＝財閥の日本的特質の歴史的根拠として、生成期（原始的蓄積期）の支配的資本を政商資本に、発展期（産業資本主義段階）の支配的資本を綿糸工業資本に、その時、政商資本は政商的性格から脱皮しつつ綿工業の流通過程の補完的資本になり、最後の爛熟期（帝国主義段階）には、政商資本が金融資本として登場してきた財閥資本へと歴史的に推転したことを明らかにしている。とくに、原蓄期の政商資本については「幕末、維新时期から1890年ごろにいたる日本資本主義の原始的蓄積期においては、のちの財閥資本の淵源をなす三井なり三菱なりが、いわゆる『政商資本』として原蓄期に支配

的な商人資本の特殊日本的な存在形態をなす。この局面の支配的な資本は、かかる『政商資本』としての三井であり三菱なのである⁹⁹⁾と述べ、さらに、原蓄期における維新政府と政商との関係について、国家は官営諸事業の経営に端的に示されているように、「『助産婦』の役割をはたしただけでなく、いわば『産婦』の役割さえも一部ははたし」「資本主義育成のための国民的商品経済圏の確立と生産力の移植とは、国家権力と商人資本との共同の事業としておこなわれることとなった¹⁰⁰⁾」と説明している。

この加藤・柴垣両氏の政商論には、三井と三菱とを政商の代表的事例として取りあげ、両者は出自と資本蓄積方法が異なる政商であり、同一の視点で問題とされている点には疑問が残るが、政商を原蓄期における前期的資本の特殊日本的な形態として把握され、政商資本の近代資本への脱皮過程として産業資本段階を設定される点など注目される。政商資本はまさに日本の「垂種的前期資本」であって、近代産業資本や近代商業資本転化への支配的な資本と把握することが、日本資本主義発展への法則的見解ではないだろうか。

もちろん、こうした見解に同意できない多くの論者があるだろう。その代表的な反対論者として、かつて「明治維新史講座」で「政商論」を整理された森川英二氏、「日本の工業化と官業払下」の問題を実証的に研究された小林正彬の両氏の研究を取りあげ、その反論点を紹介しておきたい。

森川氏は、多くの政商論について「堀江ら『二つの道』論的政商研究は、理論的に正しくないと考えるが、しかし、野呂・楫西ら四人の政商論にも満足するものではない¹⁰¹⁾」と政商主導の「上からの道」による日本資本主義成立論を批判しており、最近の「財閥の経営史研究」でも「財閥のすべてが政商から発生したわけではない」、「財閥の『政商起源説』はきわめて一面的である¹⁰²⁾」と指摘し、古河・住友は政商ではなく、鉱山業から生まれた財閥であって、「政商活動と鉱山経営が財閥を生み出した富の源泉であり、財閥の二起源である¹⁰³⁾」と財閥の二起源説を主張する。

つぎに、小林正彬氏は、まず政商について、1884(明治17)年の時の「政商は果して『前期的資本』と呼ばれるようなものであったかは、疑問である。前

期的資本とは、本来の資本＝産業資本のための存在であり、その循環を媒介するものにすぎない」とし、「ここにおいて、『将師』を結局は『政商』に求めたとはいえ、すでにかれらは工業化のリーダーとして期待されているのであって、商人資本としてではない。それはともかく、『政府の御用商人は同時にもっとも果敢な企業者』といわれる一方、日本では「マニユ論争」の名残りが「下から」の道を主流とし、政商主導の産業資本の成立を認めず、むしろそれこそ絶対主義段階の特質と考える学界の現状は、まだ、政商と官業払下げの問題にまどわりついている¹⁰」と主張する。

以上、政商に関する主な先学者の研究を概観し、それぞれの問題点や今後の課題を見てきたが、これを手がかりとして政商資本の歴史的動向を明らかにしていきたいとおもう。

- (1) 飯沼次郎「イギリス18世紀の政商」(社会経済史学, Vol.27, No.6, 1962年, 収録)や, 米田清治「18世紀中葉におけるイギリスの政治と政商」(関西大学, 経済論集, 第13巻4・5・6合併号, 収録)のイギリス政商の研究では、「政商」という言葉で説明されているが、厳密には日本型政商とは内容にかなりの違いがあるようにおもう。
- (2) 山路愛山「現代金権史」34頁。(東京服部書房, 大泉堂書房, 1978年復刻版)
- (3) 同書, 34, 35頁。
- (4) 同書, 36頁。
- (5) 同書, 37頁。
- (6) 同書, 42頁。
- (7) 土屋喬雄「日本の政商」15頁。(経済往来社, 1965年)
- (8) 横山源之助「凡人非凡人」第二, 富豪政治」32頁。(全集第三巻, 明治文献社)
- (9) 同書, 43頁。
- (10) 横山源之助「明治富豪史」第二, 富豪貴族」356頁。
- (11) 平野義太郎「日本資本主義社会の機構」267頁。(岩波書店, 1934年)
- (12) 同書, 268頁。
- (13) 山田盛太郎「日本資本主義分析」73頁。(岩波書店, 1934年)
- (14) 守田志郎「地主経済と地方資本」291頁-2頁。(『近代土地制度史研究叢書』第6巻, 収録, お茶の水書房, 1963年)
- (15) 服部之總「明治維新の革命及び反革命」26~7頁。(著作集第1巻, 理論社, 1954年)
- (16) 同書, 24頁。
- (17) 服部之總「明治7年以後の革命及び反革命」, 83頁。(著作集, 第1巻)
- (18) 服部之總「諸階級, 三商業及び高利貸資本」24頁。(")
- (19) 堀江英一「明治維新の社会構造」2頁。(有斐閣, 1954年)

- ⑳ 同書, 4-5頁。
 ㉑ 同書, 208頁。
 ㉒ 同書, 208頁。
 ㉓ 同書, 216頁。
 ㉔ 堀江氏は、小営業が明治20年代に、一方で絶対主義天皇制と結合した政商の巨大特権工場に発展し、他方では一般にはマニュファクチュアに発展したと二段階同時滑込説を「日本のマニュファクチュア問題」117-8頁（『日本資本主義の原典』経済評論, 1950年2月号）で主張されている。
 ㉕ 堀江英一「前掲書」202頁。
 ㉖ 政商論を整理された森川英正氏によれば、「日本資本主義発達史の分野で、堀江同様、『二つの道』理論に即して、明治政府、政商主導の資本主義化の過程を説明した論者として、井上晴丸、井上清、守屋典郎、豊田四郎、小山弘健、浅田弘輝らが挙げられる（明治維新史研究講座(5), 収録, 38頁）」と。
 ㉗ 土屋喬雄「日本資本主義の経営史的研究」110頁。（みすず書房, 1954年）
 ㉘ 同書, 110頁。
 ㉙ 土屋喬雄「日本の政商」16頁。（経済往来社, 1956年）
 ㉚ 楢西光速「政商」8頁。（筑摩書房 1963年）
 ㉛ 同書, 10頁。
 ㉜ 同書, 11-13頁。
 ㉝ 楢西光速「政商から財閥へ」11頁。（筑摩書房, 1974年）
 ㉞ 加藤幸三郎「政商資本の形成」109頁（『日本経済史大系』5, 収録, 東京大学出版会, 1965年）
 ㉟ 同書, 110頁。
 ㊱ 柴垣和夫「三井・三菱の百年」10-11頁。（中央公論社, 1968年）
 ㊲ 柴垣和夫「日本金融資本分析」30頁。（東京大学出版会, 1965年）
 ㊳ 同書, 45頁。
 ㊴ 森川英二「政商論」48頁。（歴史学研究会編「明治維新史研究講座」5, 収録, 平凡社, 1958年）
 ㊵ 森川英二「財閥の経営史的研究」7-8頁。（東洋経済新報社, 1980年）
 ㊶ 森川英二「日本財閥史」25頁。（教育社, 1978年）
 ㊷ 小林正彬「日本の工業化と官業払下げ」366-8頁。（東洋経済新報社, 1977年）

3. 先駆的政商資本（御用商人）と 前期（江戸時代）における資本の蓄積基盤

一般に、前期的資本が資本の本源的蓄積を推進する経路として二つの道が考えられる。第一の経路は、前期的資本が地理的発見にともなう「商業革命」を背景に急速に展開された植民地貿易活動を通じておこなわれる資本の本源的蓄積の道であり、第二の経路は、前期的資本が産業的中産者（自営農民・独立手工

業者)を「商略」と「欺瞞」によって流通過程を支配し、かれらの前資本主義的生産関係を腐食・解体させて資本の本源的蓄積を果す道である。

第一の経路は、イギリスを始めとしたヨーロッパ先進諸国で重商主義(mercantilism)政策として展開された道であり、これと対照的にわが国では、封建制解体期=江戸時代の長い「鎖国政策」によって、海外貿易・植民地市場からの前期的資本の蓄積の道は断たれ、第二の経路の国内市場にその道を求めなければならなかったと考えていいだろう。そこで、わが国における前期的資本の蓄積基盤の特質を明らかにしていきたい。

わが国における前期的資本による資本の本源的蓄積過程は、大きく二つの時期に分けて考えることができるとおもう⁽¹⁾。前期は、江戸時代後半18世紀前後(元禄~享保)から明治10(1870)年ごろまで、後期は明治10年ごろから明治20(1890)年代ごろまでの明治維新をなかにはさんで二段階に分けることができる⁽²⁾。

前期における前期的資本の資本の本源的蓄積の特質を明らかにするために、それが開始される江戸時代の社会的・経済的背景を見ることから始めたい。

資本の本源的蓄積が始まる18世紀の徳川幕藩体制は、政治のうえでは武断主義から文治主義へ移行し、体制の諸矛盾が幕府財政の危機などの形であらわれてくる時期であった。その背後には農本主義を基調とした領主的商品・貨幣経済が後退し、農業生産の向上によって、養蚕、棉作をはじめとした商品作物の生産が拡大し、「商業的農業」が発展していった。その結果、商品・貨幣経済が農村へ浸透し、これに合わせて都市手工業・都市商業も発展していった。

これに対応して、幕府は、領主経済体制の危機を回避するために、幕政改革と殖産興業政策を断行していった。これが「正徳」「享保」「寛政」「天保」の幕政諸改革である。

最初におこなわれた正徳改革は、綱吉時代の柳沢吉保・萩原重秀による出目(改鑄利益)500万両にのぼる貨幣悪鑄政策(元禄・宝永改鑄)と、増税政策を否定し、慶長金銀と同質の「正徳金銀」の鑄造によって幣価を高める通貨政策をとり、一方で「海舶互市令」(長崎新令)を制定し、長崎貿易を制限して金銀の

海外流出を防止するなど、幕府財政の安定につとめた。これらの通貨・貿易政策の遂行は、同時に輸入品（舶来物）の国産品への転換政策、いわゆる「殖産興業政策」の遂行に連なるものであった。正徳改革では、薬草や新植物を近郊農村に栽培させたり、農民の副業として養蚕業を奨励したり、さらに、京都の織布業者に外国品に類する織物を試作させるなど、国産品生産に殖産興業政策を積極的にすすめた。これら新井白石を中心に積極的に展開された「正徳」の経済改革ではあったが、十分な効果をあげることなく、享保の改革に引き継がれていった。

「享保改革」を断行した八代将軍吉宗は、正徳の経済改革を踏襲して、つぎのような諸政策をはかった。

まず、その政策は1718（享保3）年の「新金銀通用令」による通貨政策にはじまり、長崎貿易新令を継続して、「重金主義的貿易政策」を強めていった。ついで、殖産興業政策では農村・農民対策と商業・商人対策の二つ方法で積極的にすすめた。大石慎三郎氏は農村における殖産興業策について「貢租収奪を強化する農民の、いわば担税者としての農民の体力を若干でも増進しようとするための殖産興業（主穀中心主義農業からの転換政策）」と、「国家収支（貿易収支）」といった立場から、輸入品を国産にしてゆこうという意味での殖産興業」とである、「前者に属するものとして、菜種・唐胡麻・甘藷、後者に属するものとして薬種人蔘・甘蔗などがある⁽³⁾」と説明されている。この享保改革に示された殖産興業政策は、幕府改革における封建的・領主的改革を象徴したものであった。

享保の幕政改革において、幕府は、財政建直しの基軸を農村からの年貢収奪の強化においた。その年貢増徴策が「定免制」（1718（享保3）年）、「質流地禁止令」（1722（享保7）年）、「上げ米令」（同年）、「町人請負新田奨励」、「新田検地条目」（1726（享保11）年）などであり、これに新たな年貢増徴策として、諸国物産奨励＝殖産興業政策とならんで、「国産会所」・「物産会所」・「国産改所」を設置し、この独占的幕藩営流通機関から新たな年貢収奪をはかった。さらに、幕府はこれと並んで、収奪強化に対する農民の抵抗＝農民闘争の防止を目指す

「徒党禁止令」(1721(享保6)年)を制定した。

ついで幕府は、殖産興業政策を遂行するための商業政策・商人対策をすすめた。幕府は元禄期以降商品・貨幣経済が急速に発展し、これを幕府財政の基礎にするために殖産興業をすすめながら、流通過程をも規制する必要が生じた。

とくに、享保改革の流通=商業政策は「米価引上政策」と「諸色値段引下政策」を基調としてすすめられた。「米価安の諸色高」という物価現象のなかで公布された「物価引下令」(1724, (享保9)年)が当時の商業政策を表徴している。その「物価引下令」の内容は、商人や職人に「仲間組合」を組織させ、商品ごとの仲間の統制によって物価を引き下げようとするものである。一方、米価の下落を防ぐために、大坂米相場所(堂島米市場)を設置し、米の延取引を認め、幕府が「買米令」「江戸廻米制限令」を出して米の売上資金を作ったり、「酒造米制限廃止」などをおこなった。こうして吉宗は、発展しつつある商品・貨幣経済を領主的方向に吸収し、封建的危機を一時的ではあるが回避させた。しかし、享保に示された幕政改革は、幕府創設期の状態に復元しようとする「復古的性格」の強い封建的改革であり、したがって、改革の一応の成功にもかかわらず、危機は根深く社会に浸透し、矛盾を一層拡大することとなる。

吉宗の没後、「明和・安永・天明期」のいわゆる「田沼時代」には、幕藩体制の矛盾が、深刻な形で表面化してきた。1770(明和7)年の旱魃、1772(安永1)年の江戸の大火、1783(天明3)年の浅間山の大噴火などの天災とあいまって、全国的な飢饉が起り、各地では百姓一揆が頻発し、三都など主要都市では米価の暴騰によって米騒動があいつぎ、民衆の抵抗は質的にも量的にも大きな高まりを示した。その要因は、本百姓経営からの現物年貢の収奪を基礎として幕藩体制が、商品生産の発展によってゆきづまり、商品生産・流通の統制は一部の特権商人を富ますにとどまり、ますます多くの農民・都市民を貧窮のどん底につきおとす結果となったのである。

農民は、商業的農業の発展によって、農民の富裕化=民富蓄積、いわゆる「農民的商品貨幣経済」への期待が幕政改革によって裏切られ、逆に「領主的商品・貨幣経済」体制にはめこまれ、これと飢饉が重なって領主への農民抵抗

となって現われる。百姓一揆の要求も、年貢減免だけでなく、幕府諸藩の商品生産・流通に対する統制撤廃を求める専売制反対一揆や、会所設置反対一揆のように、農村への商品経済の浸透と、それへの領主の統制に抵抗するという、新しい特徴がはっきりとみられる。都市のうちこわしの中心となった職人層は、京都西陣織布業者にみられるように、領主経済支配の「同職組合」組織に組みこまれ、独立在来産業として自由な営業と民富蓄積への道は閉ざされ、そのうえ物価の騰貴が生活を苦境に追いこんでいった。これら農民・都市民の抵抗は支配体制をゆり動かす力をもって、寛政・天保改革そして明治維新に連なる一揆の全国的規模での大きな発展をみせはじめていた。

こうした社会の動きのなかで、もっとも複雑な発展を示すのが前期的資本の担い手である商業資本と高利貸資本である。

商人や高利貸業者は、農民や手工業者が幕藩体制の再編・強化された支配体制に「はめこまれ、しめあげられた」のとは対照的に、寄生地主（豪農・新田開発地主）とともに、「それなりに一定のわくをはめて、社会組織のなかに構成的にはめこみ、それを支配体制維持のための一機能を受けもつものとしての位置付けをした⁽⁴⁾」と、大石慎三郎氏は「享保改革」の研究のなかで指摘されている。これは、さきにみた吉宗の「新金銀通用令」と「物価引下令」公布ともなう、前期的商業資本への協力の代償としての「株仲間制」＝特権的営業独占付与政策を示すものであり、これを踏襲し、強化したのが田沼意次である。

「田沼時代」の幕政を特徴づけるものは露骨な功利政策であるが、その封建的収奪強化のための殖産興業は、享保期のそれよりも一層大規模で、しかも積極的にすすめられた。まず、農業においては主穀以外の商品作物の綿花・桑・煙草・菜種・茶・藍の栽培の奨励があり、さらに1782（天明2）年開始の印旛沼干拓事業にみられる新田開発を、大坂・江戸の富商の出資によっておこなった。これらは幕府の財政的窮乏に対処するための年貢増徴策であったことはそれ以前のものの変りがないが、前期的商業・高利貸資本との結託のうちにすすめられたことに大きな特徴がある。ついで田沼は、発展してきた商品生産の成果を吸収するために、積極的に株仲間を公認して、特権的商人を通じて商品流通を

統制し、運上金を上納させた。さらに、各地の特産品についても、座や会所を設けて特権商人による独占的集荷機構をつくり、幕府の専売制を実施した。これら田沼時代の諸政策は、幕府権力の内部的頹廢により、田沼の失脚とともに多くは挫折するが、特権的な前期的資本と封建的為政者との相互依存関係はこの時期に決定的となり、前期的資本の流通・産業支配の強化とともに、政商の先駆的形態＝特権的御用商人の資本の蓄積基盤もまた確立された。

こうした、社会的経済的過程を背景に日本における前期的資本の資本の本源的蓄積が本格的に始まるのであるが、この事情を江戸時代の代表的な三都の豪商＝特権的御用商人であり、明治の政商資本への系譜に連なる三井・住友・鴻池商家を中心にみていきたい。とりわけ、三井商家を事例として実証的研究を試みてみたいとおもう。

三井家の家祖高利（八郎兵衛）は1622（元和8）年伊勢松坂に生れ、1673（延宝元）年京都に呉服屋、江戸本町に越後屋呉服店の暖簾を掲げ、当時の商人が理想とした「江戸店持ち京商人」の宿願を果たした。さらに1683（元和3）年には江戸に両替店、三年後の1686（貞享3）年には京都に両替店を開き、1691（元禄4）年には大坂に両替店と呉服店の出店を開設して、資本蓄積の基盤をしっかりと確立していった。

このころの三井・住友・鴻池は新興商人として、京都の角倉了以、堺の今井宗久、大坂の淀屋常安などの初期豪商とならんで、住友は京都から、鴻池は鴻池村（現在・兵庫県伊丹市）から大坂へ進出し、西鶴が「日本永代蔵」で述べているように「天下の台所」の新しい担い手となっていった。三井は新興商人として、公儀の御用達商と店前新商法をもって資本を蓄積し、三都の豪商の仲間入りをしていった。その新商法は旧来の屋敷売りや、見世物商いの販売方法をやめて、^{たななき}店前売り商法をとりいれ、「現銀安売掛値なし」の新商法や呉服の切売り、仕立売りなど、革新的な商法の案出であった。御用達商人への三井は、將軍綱吉の側用人牧野備後守成貞の推挙によって、1687（貞享4）年弘方御納戸御用達を、1689（元禄2）年に元方御納戸御用達（將軍家の呉服用達）を命じられるなど、公儀商法を強めていった。この御用達の請負は、三井にとっては別の

意義をもっていた。それは、新商法による薄利多売店前売り販売や、西陣織の直仕入に対する江戸呉服仲間や京都問屋・仲買商人の排斥運動を御用商人の格式をもって抑圧することができたことである。

御用達商と新販売商法にもまして三井の資本蓄積に貢献したのは、両替商としての公金為替御用であろう。三井両替店は1689（元禄2）年江戸の本両替仲間に加え認められ、ついで1691（元禄4）年幕府の大坂御金蔵銀御為替御用を請け負った。公金為替の請負は幕府が大坂における御金蔵の金銀を両替商に渡し、両替商はこれをもって上方町人から江戸向の逆為替（下為替）を買い入れ、為替手形を江戸に送って、江戸商人より代金を取り立て、それを幕府に上納させる仕組であった。江戸と大坂間の商品代金の送金と、大坂と江戸間の公金輸送とが、この公金為替によって相殺され、公金為替を請け負った両替屋は、大坂で御為替金銀を受け取ってから江戸で幕府に上納するまで、60日（のち90日ないし150日に改正）の期限が認められていた。幕府は両替屋に手数料は支払わないが、両替屋は多額の現金銀を2月から5月にわたって無利息で運用することができたし、それに、不渡の場合は幕府がその訴訟に特別の保護を与えていたので、請負人の利益は大きかった⁽⁵⁾。

三井における江戸時代の資本の蓄積の状況を大元方勘定目録を基礎に作成された梅井義雄氏の次表1に依拠しながらみることにする。

次表1の資本運用の貨幣資本と不動産の年度別総計をみると、1711（正徳元）年103,642両、1772（安永元）年1,337,460両と、このころまでは財産が急速に増加し、それが文化期以後、1813（文化10）年743,189両、1842（天保13）年782,114両、1854（安政元）年791,727両、1867（慶応3）年976,726両と停滞してきている。慶応期に上昇傾向がみられるが、銀相場が低落し実質的評価は減価して見る必要がある。

こうした三井資産の動向は、つぎの表2 大元方の純資産の推移と比較してみれば、その傾向がより明らかにされるであろう。

表2 純資産の推移をみると、前表1の運用資本額の推移とほぼ同じ傾向を示している、1778（安永7）年の純資産970,203両をピーク（peak）に、それ以

表1 三井大元方の資本運用状況

(単位:両)

運用種目	正徳元年度 (1711)	元文4年度 (1739)	安永元年度 (1772)	文化10年度 (1813)	天保13年度 (1842)	安政元年度 (1854)	慶応3年度 (1867)
1. 商業部門への投融資							
越後屋三都本店へ	43,836	240,336	319,086	208,539	179,970	197,794	337,132
江戸向店(総店)へ	11,666	11,649	11,067	11,067	16,067	16,067	16,067
御用所(幕府呉服御用)へ	2,929	—	—	—	—	—	—
その他各店へ	1,667	—	—	—	—	—	—
計	60,098	251,985	330,153	219,606	196,037	213,861	353,199
2. 金融部門への投融資							
三井両替店(三都)へ	36,567	172,956	209,989	196,710	185,938	183,991	125,051
江戸元方へ	—	31,683	12,939	3,580	—	—	—
計	36,567	204,639	222,928	200,290	185,938	183,991	125,051
3. 諸貸付金							
縁故者への貸付金	2,309	3,733	19,193	2,711	4,785	—	3,455
不動産抵当貸付(家質貸)	—	10,689	—	—	—	—	—
物品担保貸付(並合方)	—	—	—	—	—	—	26,528
計	2,309	14,422	19,193	2,711	4,785	—	29,983
4. 幕府・大名への貸付金							
幕府御用金	—	—	50,426	82,259	66,867	67,177	98,581
紀州徳川家調達金	—	45,130	275,456	—	—	—	—
常州笠間牧野家調達金	—	—	36,375	66,657	—	6,324	79,765
その他大名への貸付金	—	11,939	30,088	20,867	—	—	—
計	—	57,069	392,345	169,783	66,867	73,501	178,346
5. 三井同族への貸付金	370	4,282	123,711	2,091	147,237	131,572	132,591
6. 現金及び非常用予備金	4,113	110,900	249,130	11,937	22,969	39,770	14,742
7. その他	185	—	—	2,276	17,871	12,175	6,600
以上合計(貨幣資本)	103,642	643,297	1,337,460	608,694	641,704	654,870	840,512
8. 不動産(家方)	—	—	—	134,495	140,410	136,857	136,214
総計	103,642	643,297	1,337,460	743,189	782,114	791,727	976,726
9. 投融資額合計(1.2.の合計)	96,665	456,624	553,081	419,896	381,975	397,852	478,250
10. 貸付金額合計(3.4.の合計)	2,309	71,491	411,538	172,494	71,652	73,501	208,329
11. 以上営業資金合計(1.2.3.4.の合計)	98,974	528,115	964,619	592,390	453,627	471,353	686,579
12. 金融部門への投融資と貸付金の合計(2.3.4.の合計)	38,876	276,130	634,466	372,784	257,590	257,492	333,380

1. 梅井義雄「三井大元方の資本蓄積」(『専修大学論集』第27号)より引用。
2. 正徳元年度の三井両替店への投融資には糸店への2,651両を、元文4年度のそれには間之町店への1,818両をふくむ。
3. 天文4年度に不動産抵当貸付と記載したのは、原文では「大津米買入、江戸箱崎町家質貸」とあるもの。
4. 原資料は三井本社編『三井本社史』113-129頁による。

表 2 大元方の純資産の推移

年 月 日	有 物 (銀)	1 両	金 換 算	指 数
宝永 7 (1710) 年 7 月 15 日	8,864.173.25 ^{貫 匁}	58 ^匁	152,830 ^兩	100
享保 9 (1724) 年 12 月 晦 日	15,642.952.759	50	312,859	205
元文 4 (1739) 年 12 月 晦 日	34,491.956.714	55	627,126	410
安永 7 (1778) 年 12 月 晦 日	58,212.196.068	60	970,203	635
文化 11 (1814) 年 12 月 晦 日	33,003.515.655	60	550,058	360
天保 13 (1842) 年 12 月 晦 日	34,720.911.54	60	578,681	379
安政 3 (1856) 年 12 月 晦 日	37,280.868.441	60	621,347	407
慶応 3 (1867) 年 12 月 晦 日	40,292.217.87	60	671,536	439
明治 5 (1872) 年 12 月 晦 日	39,373.323.87	60	656,222	429

各期の大元方勘定目録による。金銀の換算率は同目録の各期の推算率を用いた。なお決算後に多額の銀高の加減が行われていることがある。したがってこの「有物」が正確な純資産とはいえない。安岡重明「三井財閥史」91頁より引用。

後は停滞し、減少さえしている。その資産減少の要因は、第一に江戸後期以降の御用金、大名貸しの強い増額要請、第二に火災による店舗・在庫の焼失とそれに伴う巨額の出費（天保5年江戸店、天保8年大坂店類焼）、第三に天保改革による絹織物の販売禁止政策などによる呉服店部門の営業成績不良などであろう。さらに、幕末・維新期の銀目相場の下落によって、とくに大坂では1867（慶応3）年12月銀の換算率が1両135匁になるなど、財産評価は大幅に減少している。また、幕末の呉服部は、開港の影響と新興商人の台頭などが重なり、経営難はきわめて深刻なものがあつた。表1でみられるように、大元方は呉服店の営業を維持するために1867（慶応3）年には353,199両の資本を投じて店の閉鎖を防いでいる状態である。こうした幕末の商家資産は、住友も、鴻池も三井の状況と同じく落ち込んでいた。

三井ではこの幕末の窮状を救うために、1866（慶応2）年10月大元方直属の御用所を設立して、幕府の新しい江戸勘定所貸付金御用を引き受けた。この御用は、勘定奉行小栗上野介忠順が外国貿易による関税収入を基金として江戸問屋商人に商品担保貸付をおこない、産業の振興とその利息収入とをはかることを目的におこなった政策であつた。そのほか三井御用所は幕末の幕府の貨幣政策に協力している。1868（慶応3）年幕府は江戸・横浜通用金札・関八州国内限

り通用金札、および兵庫商社金札の三種の紙幣を発行し、これを三井御用所に取扱いよう命じた。具体的には幕府が10万両の金札を御用所に交付し、これをもって幕府から支払われる貿易関係の支出にあてさせた。そして御用所は自分の力で兌換準備金を備え、幕府は関税収入でもって兌換準備金を御用所に下げ渡すという方法がとられた。しかしこれらの金札は、ほとんど流通しなかったが、幕府の最後の貨幣政策が三井の信用を利用して行われ、三井は貨幣発行を経験し、これらが明治期に創立される三井銀行への経験と展望を開くことになったことは注目しておく必要がある⁽⁶⁾。いずれにしても、三井が幕府の貨幣政策への協力によって、官金運用による資金繰りの一時的緩和策となり、また、幕府からの御用金の重圧から免れることができ、三井家の幕末窮乏の窮余の一策となった。これらの諸策遂行のため、小栗の愛顧をうけていた三野村利左衛門を三井に迎えたのもこのころである。

ついで、維新时期における三井の動向をみることにする。維新时期の三井は、一方で幕府の政治権力への寄生を続けながら、他方で討幕軍との新しい関係をもつという「オポチュニスト」(opportunist) 的行動によって、動乱を切り抜けようとした。この様子を当時三井高朗の手代であった能勢規十郎の談話記録は「維新の際に於て三井家が一個の商人として勤王になるか幕党になるかは、一家浮沈の関する処なれば、最も重大なることになるに三井の見世は勤王派の中心たる京都にもあり、佐幕の中心たる江戸・大阪にもあることなれば、漫りに一方に偏するの傾を顕はせば、一方の店舗は忽ちに破壊さるゝの憂あり、故に去就亦殊に容易ならぬものありしなり」と語り、さらに三井家がとった具体的対応について「此く八方に手を廻して天下の形勢を見定め、其日までも徳川方なるが如くに装ひて、鳥羽の後に於て断然旗幟を鮮明にして勤王党とはなりたり、此時は、高朗様・高福様と相談したるものにして、薩藩が鳥羽を進撃せんとして軍用金に窮し、店に來りて軍用金を命したり、高朗様その時手元金若干を浅田左二平に持たしめて薩州の軍陣に到らしめたり、佐二平は金を両の袂に入れて疾走して薩州陣に到り、刺を通して護衛厳しき軍門に入り、大久保利通にその軍用金を渡したるに、利通之を几に打ち付け包を切る、之を見し兵士は

さてこそ三井が勤王党になりて軍用金を出したりと、一度に装を調べて進撃の途に上りたりといふ⁽⁷⁾」と物語っている。三井家が朝廷方討幕軍より為替御用の依頼をうけたのは、鳥羽伏見戦の直前の1867（慶応3）年12月27日であり、この年の晦日に「大政官金穀出納所」に対して金1,000両の献金をし、翌1868（慶応4）年1月薩摩藩に軍資金、金1,000両を提供し、三井・小野・島田三家で共同して金1万両を別に「金穀出納所」に同じ月に献納している。こうして、三井は小野・島田両組とともに新政府の財政機構に深く食い入り、新しい時代の金融機関形成の基礎を築いたといえるだろう。たとえば、1867（慶応3）年12月「金穀出納所御用」、1868（明治元）年2月「会計局為替方御用」（島田・小野とともに）、1869（明治2）年1月「東京会計官為替方頭取」、1870（明治3）年1月「大蔵省より神戸為替両替御用」、同年3月「宮内省より為替方御用」、1871（明治4）年6月「造幣寮為替座御用」、同年10月「大蔵省兌換証券発行委託」など、明治政府の御用引受けが、これを物語る。

以上のように三井は、明治維新政府の樹立にさいし、経済的窮状にもかかわらず、これを助成して特殊な依存関係をもち、徳川の御用商人から明治の政商資本への新しい転換をはかり、政商資本として後期の資本蓄積に入っていくのである。

ここで、三井の研究を一般的政商の先駆的前期的資本におきかえて、徳川幕藩体制下での前期的資本の資本蓄積の歴史的動向を整理しておきたいとおもう。

第一は、三井・住友・鴻池など三都の特権的・前期的資本が共通した資本蓄積の推移をたどっていることである。まず三者とも17世紀前半の幕藩体制確立期に創業して、三都の新興商人として資本の蓄積基盤を確立した。つぎに、17世紀後半から18世紀前半にかけて特権的・前期的資本として、三井は呉服業と両替業で、住友は銅山業と両替業で、鴻池は海運送業・酒造業と両替業・大名貸しで飛躍的發展を遂げて、多額の資本蓄積を果していった。それが、18世紀後半から19世紀前半にかけて企業活動は停滞して、資本蓄積は減少し、19世紀後半に入る明治維新には壊滅的状态となり、体質的転換期を迎えていくのである。

こうした前期的資本の三家の歩みは、また、幕藩体制の歩みと一致している。17世紀前半の幕藩体制確立期に創業し、17世紀後半から18世紀前半の元禄から享保にかけて展開された領主的商品・貨幣経済政策のもとで発展し、18世紀後半から19世紀前半にかけて幕藩体制が危機に陥るとともに、三商家も停滞・衰退していき、19世紀後半の維新时期に幕藩体制が解体に向うと、三商家も壊滅に瀕し、体質の転換に追いこまれていくのである。

つぎに特筆すべき問題は、特権的・前期的資本が蓄積された資本の管理・運用・相続と同族事業経営の問題などを規定した商家の家訓をそれぞれ共通して持っていることである。家訓が体系化したのは江戸中期の享保期(1716-36年)のころである。住友家が「家法書」を享保6(1721)年に、三井家が翌7年に「宗竺遺書」を、鴻池は翌8年に「家定記録覚」をつくり、それぞれ家業の永続を意図して家訓を定めた。

これらの家訓は、資産の管理や相続など具体的方法において三商家で多少の違いがあるが⁸⁾、つぎの基本的原則は一致している。

第一点は、本家(三井では元方)を中心として、血縁分化の分家や非血縁の別家が協力体制をつくり、本家が家業・財産と同族を統轄すること。第二点は、同族経営における合議制を重視して「家業」を守ること。第三点は、同族の商売替えや新規事業の禁止など多角経営を戒めていること。第四点は同族経営のなかに、奉公人の身分制(丁稚・手代・番頭)・終身雇用制・年功序列・温情主義など、経営家族主義思想が導入されていること。第五点は、元禄期に井原西鶴が「長者教」で示した「始末」「才覚」「算用」の商法精神が家訓に示されていること。これを作道洋太郎氏は家訓の五原則として「享保期に一般化した家訓は、その時代精神を反映して、不況を克服するために、事業経営の拡大や多角化よりも、むしろ一業専心の徹底に力点を置き、それまでの『攻めの経営』から『守りの経営』への戦略転換を重視している場合が多い⁹⁾」と家訓の意義を述べていられる。

つづいて、家訓の基礎となった「イエ」「家業」について、みることにする。徳川幕府の商人統制「町人賤視」政策のなかで、武家社会と町人社会を結び

つけ、特権的御用商人＝豪商層を成立させたのも、この「イエ」という制度である。武家の「襲名制」と商家の「暖簾制」、武家の「家督単一長子相続制」と商家の「総有財産相続制」「本家（元方）管理支配」などが同一精神で結びつき、それが徳川幕藩体制と特権的・前期的資本とが矛盾なく癒着することができる。岡本幸雄氏はこの「イエ」制度について「『イエ』相続の実体は『家督』相続であり、この『家督』相続のもっとも本質をなすものは『財産』相続にあった。この財産は『家産』として示されているが、この『家産』の維持・拡大をはかるものとしての『家業』の相続もまた『家督』相続の本質をなすものであったといえよう」。したがって、「『家業』の永続的経営と繁栄が『家産』の維持・拡大に直接つながり、ひいては『イエ』の永続的維持と繁栄に結びつく⁹⁹⁾」と、家制度について説明されている。この「家」制度が家訓に示された「家業」第一主義を生み、さらに、それが家産の先祖「預りもの」意識や「奉公」「分限」意識などを生みだしている。この江戸期における商家の「家訓」は、前期的資本（特権的御用商人）の資本蓄積理念として、また、明治期における政商資本の企業活動理念として、「日本的経営理念」の歴史的原型となったといえるだろう。

つぎに、この問題に関連して、商家の財政管理と相続の絶対的権限をもつ本家制、三井では大元方制の問題にふれておく必要がある。この三井大元方制は、御用商人から政商資本へ、そして、財閥資本へ発展変化するなかで、常に企業の「元締」として存在してきた重要な位置を占めてきた。三井に大元方が設置されたのは、高利の没後16年目の1710（宝永7）年であった。大元方は、創業者高利が築いた三井家の財産とその家業とを管理する機関として絶対的な権威を持ち、総有財産として受けついで営業資本の管理・運営にあたった。

まず、つぎの表3を参照にしながら、営業面における大元方と傘下事業との関係を見ることにする。大元方は、次表のように多額の資本を各営業店（傘下事業店）に貸し出し、各営業店は資本によって事業を営み、この投下資本（元建）に対し各店は半年毎につぎの定められた率で表3のように納める。越後屋本店は3割、綿店2.85割余、絲店2.5割、京・大坂両替店2割、江戸両替店1.7割余、御用所・松坂店1.5割と率が定められている¹⁰⁰⁾。大元方にとって、

表3 三井大元方の出資

傘下事業	投資額	金換算(両)	功納金(半年分)
1. 越後屋本店(京・江戸・大坂)	銀 1,500貫目	25,000	銀 225貫目
2. 三井両替店			
京両替店	銀 1,000貫目	16,666	銀 100貫目
江戸両替店	金 7,000両	7,000	金 600両
大坂両替店	銀 600貫目	10,000	銀 60貫目
小計	{銀 1,600貫目 {金 7,000両	33,666	{銀 385貫目 {金 600両
3. 綿店(のち江戸向店)	銀 700貫目	11,666	銀 100貫目
4. 糸店(京)	銀 100貫目	1,666	銀 12.5貫目
5. 御用所(幕府呉服御用)	銀 100貫目	1,666	銀 7.5貫目
6. 松坂屋	金 500両	500	銀 2貫目
7. 小名木川店	銀 44貫104日	770	なし
合 計	銀 4,044貫余目 金 7,500両	74,934	銀 502貫目 金 600両

梅井義雄「三井大元方の資本蓄積」(専修大学論集27号), 中田易直『三井高利』263頁より作成した。大元方勘定目録と照合し一部修正した。金1両=銀60匁で換算。功納は半年に金8,967両で元建に対し、約12%である。安岡重明「財閥形成史の研究」215頁より引用。

この功納は相当の高い収益率を示し、大元方の資本が三井同族の共有財産である以上、それが生み出す収益は当然三井同族の共有となる。そして、三井の同族は大元方への出資額の割合に応じて、利益分配にあずかる。その利益配分は、生活に必要な賄料を受け取るにすぎない。こうした制度は、鴻池や住友と二男以下の家督分与形式に多少の違いがあっても、同族組織が個別資本を集中・管理するという前期的資本共通の制度(日本的経営組織の原型)をもっていたことは注目しなければならない。

つぎの問題は、前期的資本三井が商業的農業の発展によって急速に発達した手工業(在来産業)とどのような関係をもったかをみることである。これは、日本の「中小企業」問題の原型を知るうえで重要な課題であるとおもう。さきにみたように、越後屋呉服店の商法は、京本店で西陣の絹織物や伊勢松坂および山陰地方での綿織物を当時通例の「注文仕入」でなく、安く大量の「見込み仕入」によって商品を集荷した。したがって、三井の呉服店は、直接生産者である農村の機屋などと接触することは少なく、織元や買次商人との大量仕入取

引関係が深かった。三井大元方創設当時（1710（宝永7）年）京都の上之店（西陣物仕入店）、^{いとだな}絲店・^{あいのまちだな}間之町店（加賀・越前・丹後産仕入店）が絹・綿織物を取扱う荷積問屋として、地方の買次問屋や仲買商人との取引関係をもっていたことが明らかにされている。一方、三都の京都では、染色・加工業者に自家取扱いの絹織物を賃加工させる手工業者との問屋制的支配関係をみる事ができる。また、同じ京都で、三井唯一の直営工場として、絹織物の紅染をする工場＝^{べにだな}紅店を経営していたことは注目される⁴²。ここでの問題は、直接産業的中産者（農民・手工業者）の関係よりも、呉服御用所（のちに勘定場と改称）や地方問屋や仲買人との流通過程における関係が、前期的資本三井としては問題であったと考えられる。江戸時代後期の三井呉服店が経営不振に陥った要因に、新興商人の台頭があげられていることから、この問題を裏付けているようにおもう。したがって、前期的資本三井の資本蓄積の基盤は直接生産者の問屋制支配にあるのではなく、幕府の権力を背景とした独占的流通支配と金融支配にあったといえるだろう。

最後に、幕末・維新时期における前期的資本の動向と明治期への度望について整理しておきたいとおもう。

幕末における住友や鴻池も、さきにみた三井と同じように経営的危機にあった。住友の幕末における経営危機は、別子銅山の乱掘による出銅高の低下と大名貸の回収不能による資金難によってもたらされ、さらに維新时期には1868（慶応4）年の土佐藩兵による別子銅山の差押えと、薩摩藩兵による大坂鰻谷の本家銅吹所（銅精錬所）・銅蔵の封鎖によって、危機は一層深刻なものとなった。この危機を救ったのが、当時銅山の総支配人であった^{さいへい}広瀬幸平であった。広瀬は土佐藩の差押え責任者川田小一郎を説得し、新政府の議定副総裁の岩倉具視や土佐藩の新政府参議後藤象二郎に働きかけて、別子銅山の経営継続と、銅蔵の封鎖解除に成功した。その時住友は、新政府に大坂貨幣司支署の用地2,000余坪を献納している⁴³。こうした広瀬の政商的活動によって、住友は救われ、明治期への展望を開くことができた。住友には、三井の三野村利左衛門や益田孝、三菱の岩崎弥太郎や弥之助のような政商的活動をした経営者はなく、した

がって、住友は鉱山経営を富の源泉として近代企業（財閥）に自成的に発展転化をとげたとする見解に、広瀬の政商的活躍は大きな疑問を投げかけるものである。また、住友の銅山経営中心史観についても、江戸時代における経営が、銅山経営と銅吹業・銅貿易業、そして両替業や札差業と三井と同じ多角的事業経営のなかで資本の蓄積がおこなわれたことを指摘し、重ねて疑問を投げかけておきたい。

以上、幕末・維新时期における特権的・前期的資本は、三井や住友にみられるように「政商的活動」によって経営危機を乗り越え、つぎの明治期への政商的企業活動の展望を開いていった。

- (1) 日本の原蓄期の時期区分について、大内力氏は「徳川期の後期、ほぼ17-18世紀の交から1890年ごろまでと考えることができる。一般に重商主義段階は、ブルジョア革命をなかにはさんで、絶対王政の時期に対応する前期の段階と、近代国家の体制をととのえたりうで進行する後期の段階に区分する」ことができると説明される。（大内力「日本経済論」上、84頁。経済学大系7、東京大学出版会、1962年）
- (2) 日本の資本主義的時期区分について、詳しくは拙著「殖産興業政策史論」（笠原書店）を参照して欲しい。
- (3) 大石慎三郎「享保改革」294頁。（岩波講座「日本歴史、近世3」収録、1963年）
- (4) 同書、310頁。
- (5) 中田易直「三井高利」161-165頁。（吉川弘文館、1959年）、安岡重明「財閥形成史の研究」195-196頁。（ミネルヴァ書房、1970年）
- (6) 「三井銀行80年史」参照。（三井銀行、1956）
- (7) 「高朗史料」収録、「能勢規十郎談片」（明治42年3月29日訪問筆記）286頁。
- (8) 例えば三井の資産管理・運用が、分家した血縁者および自立した奉公人の別家を含む擬制的血縁同族合名的組織集団であるのに対し、鴻池は、非血縁分家である奉公人の別家をも含める同族合資会社の組織集団である点などの違いがある。詳しくはそれぞれの「家訓」を参照して欲しい。
- (9) 作道洋太郎「江戸時代の上町人」180頁。（教育社、1978年）
- (10) 岡本幸雄『『イエ』制度と日本の近代化』211頁。（日本経営史講座1、1977年、収録）
- (11) 梅井義雄「三井大元方の資本蓄積」84頁。（専修大学論集、No.27、1961年、収録）
- (12) 同書、83頁、参照のこと。
- (13) 作道洋太郎「住友財閥」84頁。（日本経済新聞社、1980年）